

記載例

(様式第9号)

令和6年4月1日

福井県知事 様

申請者 所在地 福井市大手3丁目17-1
企業名 株式会社フクイローサー
代表者職・氏名 代表取締役 福井 太郎

令和6年度社員ファースト企業補助金交付申請書

令和6年度社員ファースト企業推進事業について、補助金の交付を受けたいので、社員ファースト企業補助金交付要領第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 補助事業の名称
社員ファースト企業補助金（ウェルビーイング経営導入）
- 補助事業の完了の予定期日
令和 6年 1月31日
- 交付申請額
150,000円
- 各種宣言の登録（申請にあたっては登録が要件であるため、必ずチェックをすること）
福井県の「社員ファースト企業宣言」における「賃金の引き上げ」および「ウェルビーイング向上」を含む取組の宣言の登録
福井県の「女性活躍推進企業」の登録または申請(個人事業主の場合は不要)
国の「パートナーシップ構築宣言」の登録
- 添付書類
(1) 会社概要のわかる資料
(2) 事業実施計画書（別紙1）
(3) 収支予算書（別紙2）
(4) 納税証明書（全税目）
または県税の納税状況の確認についての同意書（別紙3）
(5) 地方消費税の納税証明書
(6) 誓約書（別紙4）

(別紙1)

社員ファースト企業補助金実施計画書

所在地 福井市大手3丁目17-1
企業名 株式会社フクイローセー
代表者職・氏名 代表取締役 福井 太郎

①めざせ社員ファースト企業宣言内容	社員一人ひとりが能力を生かして活躍し、働きやすい環境づくりを進めます。
②職場環境改善のための既存の取組と課題	既存の取組み：テレワークの推進 課題：現在、社員が自分のキャリアについて十分に相談をする場がない。社員の支えになると共に目標の設定など前向きなキャリア構築のアドバイスなども受けるために環境整備が必要である。
③補助金を利用する取組	働きやすい職場環境整備のため、キャリアコンサルティングにより社員のキャリア形成をサポートする。
④具体的な内容 (講師・内容・聴講対象者など)	内容：キャリアコンサルティング(対面もしくはWebにて毎月1回×9回)の実施、新入社員向けのキャリア形成セミナー開催 講師：(株)〇〇〇 ●●●●様 対象者：全社員 期間：令和6年4月中旬～令和6年12月末予定
⑤事業により期待できる効果・目標	・社員のキャリア形成をサポートし人財育成を図る。 ・社員がより充実した生活が送れるように会社としてサポートする。 ・面談結果から抽出された課題を解決し、働きやすい職場の実現につなげる。 ・個人の能力を最大限に発揮出来る環境を整えて、組織の活性化を図る。

担当者 連絡先	所属	株式会社フクイローセー
	氏名	越前 花子
	電話	0776-20-****
	メール	#####@#####

(別紙2)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金	150,000 円	
会社自己負担	300,000 円	
合 計	450,000 円	

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
研修委託費	450,000 円	
補助対象経費計	450,000 円	
補助対象外経費計		
合 計	450,000 円	

令和6年4月1日

企業名 株式会社フクイローセー
代表者職・氏名 代表取締役 福井 太郎

(別紙3)

県税の納税状況の確認について

私は、令和6年度社員ファースト企業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県労働政策課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和6年4月1日

住所（所在地） 福井市大手3丁目17-1

企業名・代表者名 株式会社フクイローゼー

代表取締役 福井太郎

福井県知事 様

*** 納税状況の確認に関する事項**

本同意書に基づき提供された県税の納税状況は、福井県が実施する社員ファースト企業補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の令和 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし

滞納あり

徴収猶予あり

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

(別紙4)

令和6年4月1日

誓 約 書

福井県知事 様

申請者	所在地	福井市大手3丁目17-1
	企業名	株式会社フクイローサー
	代表者職・氏名	代表取締役 福井 太郎

令和6年度社員ファースト企業補助金の交付申込にあたり、社員ファースト企業補助金交付要領第3条に定められた補助対象事業者の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (4) 過去3年間に、労働環境法令に違反していないこと。
- (5) 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと。